

除染適正化プログラムと 除染適正化推進委員会について

除染の適正化について

除染手抜き工事の報道
(朝日1/4 手抜き除染横行等)



- このような指摘を受けたことは誠に遺憾
- 事実関係の確認とその結果を踏まえた厳正な対応

除染適正化推進本部を省内に設置(石原大臣指示に基づき設置)

本部長：井上副大臣 副本部長：秋野大臣政務官、事務次官
部員：水・大気環境局長、除染担当審議官、福島除染推進チーム長、福島環境再生事務所長 ほか

事実関係確認等のための調査

- ・井上副大臣から事業者へ指示(1/8)
- ・井上副大臣・秋野政務官の現場視察(1/9)
- ・福島事務所による事業者ヒアリングと報告書提出指示(1/7)
- ・特定できた場所の現地確認
- ・コンタクト可能な通報者・作業員への聞きとり 等

※復興推進会議での総理指示(検証・再発防止策の1/18までのまとめ)、除染・復興加速のためのタスクフォース(1/11)への報告

1/18 除染適正化プログラムの決定

【調査結果と今般の事案への対応】

○単純集計で28件の不適正事案に係る報告(同一事案と思われるものをまとめると19件)

- ・事業者が通報内容を認めた事案で改善指示したものの2件
 - ✓ 檜葉町:住宅除染におけるベランダ高圧洗浄の排水処理
 - ✓ 飯舘村:郵便局高圧洗浄における排水処理
- ・調査により発見した事案で改善指示したものの1件
 - ✓ 田村市:草木等が川岸に堆積されていた事案
- ・その他適切な措置を講ずるよう指導したものの2件

※環境省の対応に関する調査(除染担当部局の職員に対するアンケート調査、コールセンター等に寄せられた電話等の件数調査等)も実施

除染適正化プログラムのポイント

不適正な除染への対応

事業者の施工責任の徹底

- ・責任施工の貫徹のための体制の確立
- ・厳格な処分の実施(政府全体での指名停止)
- ・抜き打ち的検査の強化
- ・**除染適正化推進委員会(仮称)の設置** 等

幅広い管理の仕組みの構築

- ・地元自治体との連携による状況確認や情報交換
 - ・住民に対する除染実施情報(時間・場所等)提供
 - ・第三者を活用した効果的なモニタリング
- 等

環境省の体制強化

- ・監督体制の抜本的強化(監督職員等の増加)
 - ・不適正除染110番(仮称)の新設
 - ・通報等を一元管理する仕組み
- 等

施工体制・施工管理の不備 不適正な行為の抑止

- ・事業者の体制整備、意識向上が必要
- ・不適正行為に対する抑止力が必要
- ・発注意図と現場管理の齟齬

地元・第三者目線の不足

- ・地元における除染効果への不安感
- ・モニタリングの専門性・客観性・透明性の向上が必要

環境省の対応体制の不足

- ・広範で多様な地域で実施する除染作業の実効性を担保する体制が必要
- ・通報の受付・処理体制が整備途上

除染の信頼性向上・除染のさらなる加速化

本委員会において、除染適正化プログラムの実施状況を確認【議題(1)】

除染適正化プログラム(抜粋)

5. 今後の対応

5-1 不適正な除染への対応

以下の再発防止策を可能な限り速やか、かつ、厳格に実施し、地元の方々にとって信頼される除染を加速化させていく。

① 事業者の施工責任の徹底

・事業者の「責任施工」の貫徹

除染業務は、事業者が施工管理体制を確立した上で施工管理を行うという受注者の「責任施工」が前提であることから、基本的な認識や意識の向上、作業手順等の遵守、必要な記録等の作成及び保管など、施工管理体制の確実かつ不断の実施を事業者に徹底させる。

(略)

・厳格な処分の実施

(略)

・除染に関する抜き打ち的検査の強化

(略)

・施工管理に関する規程類の見直し

(略)

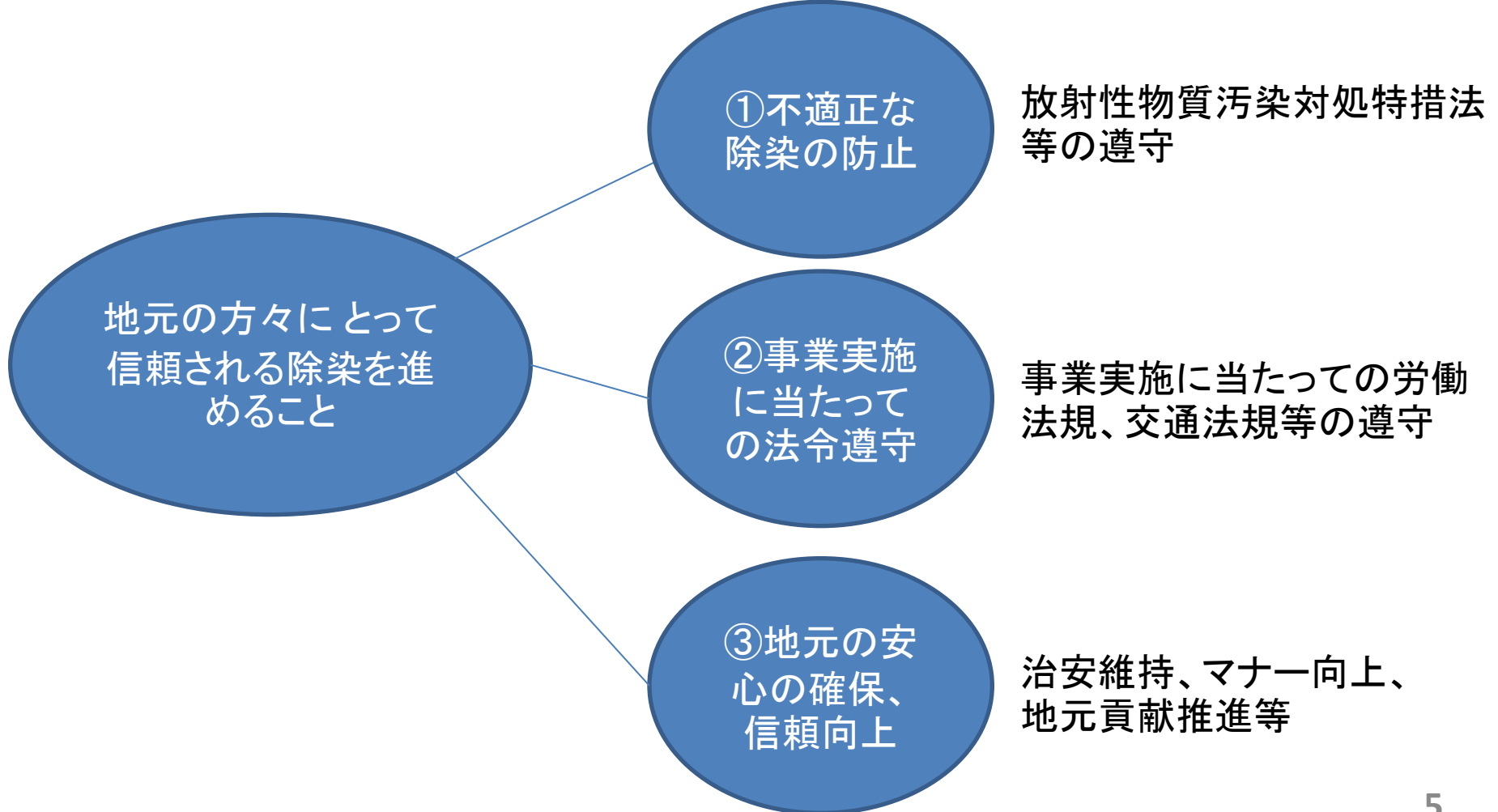
・「除染適正化推進委員会」(仮称)の設置

有識者による「除染適正化推進委員会」(仮称)を設け、除染事業者による除染事業の実施状況、施工管理体制等の報告を公開の場で定期的に聴取し、不適正な対応がみられる場合には改善を求めるとともに、適正な除染の推進に資する情報を共有する。

除染適正化推進委員会について

本来の範囲は、「不適正な除染の防止」だが、「地元の方々にとって信頼される除染を進める」という目的に照らせば、「事業実施に当たっての法令遵守」や「地元の安心確保、信頼向上」という要素も深く関与。

「地元の方々にとって信頼される除染を進める」ための3要素



前回(平成27年4月22日)の主なご指摘と対応方針

- 1年置きなど定期的を開催して、問題があればその都度解決していく形が望ましい。
=>昨年度に引き続き、年度初めに開催。平成28年度の取組を中心に御議論いただきたい。
- 環境省も受託事業者も、詳細にルールを決めて実施していることは評価に値するが、それでも2件の不適正除染が起きたことを真摯に受け止め、改善点を外に分かりやすく伝えていくべき。
=>前のご報告以降、いわゆる「不適正除染」事案は生じていないが、本日の委員会にて取組状況等を報告させていただきたい。
- 労働基準法等その他関係法規の違反は環境省に指導権限はないものの、労働基準監督署や自治体等の関係部局との連携・協力を強化して対応すべき。
=>本日の委員会にて連携策を御議論いただきたい。【議題(2)】

(参考)他の関連検討会について

放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会

法附則第5条を踏まえ、特措法の施行状況の検討を行うもの。平成27年9月取りまとめ。当該取りまとめにおいて、「特措法の基本的枠組みそのものは有効に機能しているところ、除染実施計画の終了の時期(平成29年3月)を目処に、改めて施策の進捗状況を点検した上で、必要な制度的手当て等を行うべき、等とされた。また、技術的・実務的課題については、別途の検討会を活用しつつ、個々に省令、ガイドライン等で速やかに対応すべき」等とされた。

環境回復検討会

以下の事項を検討。

- (1)法の規定により環境大臣又は環境省令により定めることとされた除染等の措置等に係る事項
- (2)その他の当該事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置等に係る事項

平成27年12月、「森林の放射性物質対策について」及び「フォローアップ除染の考え方について」取りまとめ。

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成15年法律第44号)第3条第2項において、国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしていることを踏まえ、除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略、再生利用の促進に係る事項等について検討。平成28年4月、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」取りまとめ。

環境安全委員会

中間貯蔵施設の建設及び管理運営並びに中間貯蔵施設への除去土壌等の収集及び運搬の状況等について報告を受け、監視を行い、中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関すること等について助言を行うことを目的として開催。学識経験者、福島県、大熊町、双葉町、地域住民で構成。